

新発田基署発 0116 第 1 号  
令和 2 年 1 月 16 日

事業者 殿

新発田労働基準監督署長

改正労働基準法に係る適切な対応のお願い（周知）

日頃から労働基準行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 4 月から「時間外労働・休日労働に係る上限規制」及び「年次有給休暇の年 5 日間の時季指定義務」などを定めた改正労働基準法が順次施行されております。

時間外労働・休日労働に係る上限規制に関連して「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆるサブロク協定届）の様式が変更されており、中小企業においても本年 4 月以降を始期とする協定を届け出る場合は、新様式での届出が必須となります。

また、年次有給休暇の 5 日間の時季指定義務については、早ければ本年 3 月末に履行期日が到来するため、未取得の労働者がいる場合には、計画的な取得勧奨と適切な時季指定が重要となります。

上記について下記の資料を送付いたしますのでご参照ください。ご不明の点は当署監督賃金係まで遠慮なくお問い合わせください。

記

- 1 3 6 協定届が変わります / 年次有給休暇の年 5 日間の取得
- 2 3 6 協定の適正な締結  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000398468.pdf>
- 3 時間外・休日労働に関する労使協定届（様式）  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>
- 4 訪問支援のご案内  
[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/content/contents/190521\\_houmonsiennnogoannnai.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/content/contents/190521_houmonsiennnogoannnai.pdf)
- 5 働き方改革進んでいますか（新潟働き方改革推進支援センター）  
[https://www.ms-office.co.jp/hata\\_kai/](https://www.ms-office.co.jp/hata_kai/)
- 6 「働き方」が変わります  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000474496.pdf>

【問合せ先】

新発田労働基準監督署 監督賃金係

電話：0254-27-6680 FAX：0254-27-6715



# 年次有給休暇の年5日間の取得

平成31年(2019年)4月から、**すべての業種・規模**で、年10日以上<sup>※</sup>の年次有給休暇が付与される労働者(下表の赤字の者)には、**～**のいずれかの方法により、**付与から1年以内**に**5日間**の年次有給休暇を**取得**させなければなりません。

労働者が請求した日に与える(原則)

労働者の希望を尊重した上で、使用者が指定した日に与える(時季指定義務)

労使協定で定めた日に与える(計画的付与制度)

## 年次有給休暇の法定付与日数

一般の労働者

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

週所定労働日数が**4日以下かつ**週所定労働時間が**30時間未満**の労働者

週の所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

今回の改正での法定付与日数の変更はありません。